

いずみさの昔と今 第267回

「桃の節句とは、邪気払いと成長を祈る」

桃の節句といえはひな祭りです。大木・土丸では、3月2日から雛飾りを飾ったそうです。男雛・女雛のほか、掛け軸、市松人形を飾る家もあったようで、大抵若嫁の実家から贈られたそうです。2日にはヨモギを入れた菱餅を搗き、小豆飯、寿司なども作りました。3日夕方のうちに雛飾りを仕舞わないと娘が嫁に行き遅れるという俗信もあつたようです。

また、佐野町場のあたりでは、ヨモギ餅を作り、餡で餅をくるんでいたようです。やはり町場でも雛飾りは飾っており、嫁の里から贈られるものでした。このように、雛飾りは昔から馴染みあるものですが、元々は呪術的な要素の強いものでした。

桃の節句は旧暦の3月3日、上巳の節句をさします。節句(節)は季節の変わり目)は、邪気払いを目的として設定されました。古代唐の暦法(暦の計算、吉凶の法則など)において、奇数(陽)が重なる日は陰気が溜まると考えられたためです。邪気を払うために、旬の植物から生命力をもらうと考えるようになり、そこから宮中で節句に際して宴会を催すようになりました。つまり呪術的な行事として節句を祝うよ

うになったのです。

雛飾りについては諸説ありますが、平安時代の子女の遊びとして「あそびごと」という言葉が記録に残っており、そこから小さな御殿である「屋形」に姫を模した人形「雛人形」を飾ったことがわかります。

平安時代になると邪気を払う上巳の節句は、陰陽師や僧・法師などによる祓が行われる日になりました。「源氏物語」では、光源氏が幼い紫の上に女雛を贈答しており、晴れやかな宮中の子女による雛飾りの様子が描かれています。また、源氏が須磨に行った際には、播磨に住む陰陽師を呼び、上巳の祓を行い、海の上で雛飾りを流しています。

その他、室町時代には、皇族が陰陽師に依頼し、上巳の祓として人型の紙を体に擦り、対象が子女の場合は「ヒトガタ」を川に流したともいわれています。恐らく雛飾りの代用として流したのでしょう。これらの川や海に流す雛人形は「流し雛」といわれ、災厄除けの守り札でした。

かつては、陰陽師や僧・法師などが活躍した上巳の節句ですが、中国暦法から日本で作成された暦法に切り替わった江戸時代初期には、女子の雛遊びと祓

が一体化し、「雛祭り」になったと考えられ、江戸時代後期になると段数も増え、人形はいよいよ華やかになりました。

明治維新がおこると、節句は明治6(1873)年に廃止されました。また、暦の中の暦注(日にちの吉凶)も廃止されました。こちらも諸説ありますが、迷信・呪術的なものは不要とされたと考えられるのが有力です。現在に残る節句では、呪術的要素よりは祈りや願いという面が強く、子どもの日、七夕とともに健やかな成長を祈る、願い事を願うなどに変化していますが、それはこの影響と思われれます。

かつては呪術的な側面と女の子の遊び事だった雛人形。現在は、子女の健やかな成長を祈るものとして人々に親しまれています。



▲華やかな紀州雛(当館蔵)

レイクアルスタープラザ・カワサキ歴史館いずみさの
☎469-7140 Fax469-7141
休館日 月曜日、祝日(祝日が月曜日の場合は月曜日と火曜日が休館)
開館時間 午前9時~午後5時
(入館は午後4時30分まで)
入館料 無料

消費生活センターだより

見守りリー→ 相談はお早めにセンターへ!!
相談受付 午前9時~午後4時30分
南海線「泉佐野」駅前 ☎469-2240

家庭教師と教材のトラブル

まず、「チラシがきっかけ」や「電話勧誘を受けて」などから契約に至ったケースもあります。契約期間が2カ月を超え、金額が5万円を超える家庭教師や指導付き教材の契約は、特定商取引に関する法律で、特定継続的役務提供として定められているため、契約書面を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフできます。また、中途解約もできます。しかし、教材の中途解約は、解約料でトラブルになることも多いので注意が必要です。

また、訪問販売で契約した時のみ、1年以内であれば過量販売解除権を行使できることもあります。

【アドバイス】
●事業者のセールストークを鵜呑みにせず契約書をよく読み、クーリング・オフや中途解約制度が設けられているかなどを確認しましょう。
●長期間にわたる高額で大量な教材の契約は、勧誘が強引であっても、必要がない場合はきっぱり断りましょう。
●家庭教師派遣会社が契約中に倒産することもあるので、月謝制のところを選ぶと安心です。

【事例】
5日前に、中学1年の息子のために家庭教師をと考え、ネットで調べた業者に資料請求と無料体験学習を申し込んだ。数時間後に「明日伺う」と電話があり承諾した。
無料体験が出来ると言われていたのに、説明だけだった。説明を聞くうちに、家庭教師と中学3年間の教材セット45万円(英語、数学、国語)を分割で購入することになった。家庭教師の代金は毎月1万2千円を直接渡すことになっている。その他に、登録料や保証金も請求された。高額な教材を3年分購入するのも不安。解約したい。

【解説】
新学期や定期テスト後などに、家庭教師の相談が多くなり

困ったときは、お気軽に消費生活センターに相談してください。